

令和5年度法務省委託「今企業に求められる『ビジネスと人権への対応』  
〔概要版〕～『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書～」の印刷製本に  
関する見積競争（仕様書）

## 1 発注内容

令和5年度法務省委託事業「今企業に求められる『ビジネスと人権への対応』〔概要版〕～  
『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書～」の印刷・製本（版下作成を含む）

## 2 仕様等

### (1) 印刷用版下作成

#### ア 判型等

A4判／28頁（表1～4含む）／4C／無線綴じ

※ 上記の頁数は現在の想定であり、原稿確定時に変動する可能性があるため柔軟に  
対応すること。頁数の増減があった際は、相応した見積書を再提出すること。

#### イ 原稿

Word原稿及び見本用PDF（同冊子旧版）を支給する。

#### ウ デザインイメージ等

(ア) 上記見本に準拠すること。

(イ) ユニバーサルデザインの観点から、使用するフォントやサイズ、色使い、背景と  
文字のコントラスト等、読みやすさを考慮すること。

(ウ) イラスト等を使用する場合は、人権に配慮したイメージのものを使用すること。

(エ) 図表・写真（人権センターから貸与）掲載数（想定）：25～30点

(オ) 図表作成点数（想定）：5～10点

(カ) イラスト書き起こし点数（想定）：5～10点

#### エ 校正

3回以上の校正及び修正に対応すること。

#### オ ファイル形式

版下はillustrator又はIndesignで作成し校正はPDFで提出す  
ること。

### (2) 印刷

#### ア 判型等

A4判／28頁（表1～4含む）／4C／無線綴じ

※ 上記の頁数は現在の想定であり、原稿確定時に変動する可能性があるため柔軟に  
対応すること。頁数の増減があった際は、相応した見積書を再提出すること。

#### イ 印刷部数

20,000部

#### ウ 用紙

再生マットコート紙 76.5kgベース

※ 印刷に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成1  
2年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調  
達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定）による紙類の印刷  
用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならず、それを証するための書類を提  
出しなければならない。

※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困  
難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

#### エ 色校正

1回以上（校正機可）を予定

### 3 成果物

- (1) 「今企業に求められる『ビジネスと人権への対応』〔概要版〕～『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書～」 20,000部
- (2) 版下データ
- (3) 版下として使用可能な高精度のPDFデータ
- (4) 閲覧用PDFデータ  
ア トンボ無し／見開き (A3)  
イ トンボ無し／1ページ (A4) ごと
- ※ PDF化の際、文字の部分を選択できる (テキストデータとして抽出等可) 形態にすること。また、使用フォントについても、実際の冊子と同じイメージでフォントが表示されるようにすること。
- (5) 出力指示書  
※ 版下作成使用ソフトや特殊フォント等の詳細について明記すること。  
※ 上記(2)～(5)をDVD-R等の媒体 (書き換え可能メディア不可) に格納し2セットずつ納品すること。

### 4 納期

令和6年3月19日 (火)

### 5 納品先

- (1) 公益財団法人人権教育啓発推進センター  
上記5成果物(2)～(5)
- (2) 当センターが指定する梱包・発送会社 (都内又はその近郊)  
上記5成果物(1)のうち5,000部
- (3) 当センターが指定する倉庫・保管会社 (都内又はその近郊)  
上記5成果物(1)のうち15,000部
- ※ 納品にかかる経費は受注者負担とする。

### 6 その他

- (1) 応募者は法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 本見積競争への参加に要する経費は、参加者負担とする。
- (4) 成果物は、人権センターや法務省のウェブサイト、データベース等で紹介する予定であるため、PDFについては、ウェブ上で閲覧及びダウンロード可能な状態の解像度等で納品すること。また、制作した版下は、今後、印刷又はデザインその他内容に改訂を加えた上、配布することがあるため、使用した写真・イラスト、企画及びデザイン等本件にかかる全ての著作権については、法務省に帰属するものとし、権利上の問題や追加費用が生じないようにすること。
- (5) 本事業の実施に当たっては、各制作過程で、委託元の意向等により、内容を修正する可能性があるため、これに対応できるようにすること。なお、人権センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (6) 制作、特にイラストの書き起こし等に際しては、人権的観点から適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (7) 校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはPDFデータ等を活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (8) 本件企画を実現するに当たって知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、人権センターと協議の上、決定する。

- (10) 本業務については、第三者への一括再委託は行わないこと。
- (11) 見積書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (12) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、人権センターから違約金を請求する場合がある。

## 7 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 小笠原崇嗣
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

## 8 応募書類

- (1) 見積書
- (2) 工程表

※ 原稿提供を令和6年2月14日、版下校了を令和6年3月7日と仮定した場合の、版下作成から印刷納品までの全工程のスケジュールを作成すること。版下作成については校正・修正から校了までの詳細な工程を含めること。

- (3) 各府省庁一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
- (4) 適格請求書発行事業者の登録通知書（写し）又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙）

## 9 問合せ先・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第2課 山田・島田・鈴木  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1802（代表）／FAX 03-5777-1803  
E-mail jigyo02@jinken.or.jp  
URL <http://www.jinken.or.jp/>